

# 記入例

校長	教頭	教務主任	保健主事・養護教諭	学年主任	HR担任

岐阜県立大垣桜高等学校長様

令和6年12月17日

〇年 〇組 〇番 氏名 大垣 桜子

保護者記入

保護者(等)氏名 大垣 桜 (自署)

## 学校感染症(第2・3種)報告書

種類	〇印	病名		出席停止期間の基準 (※ただし、医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)	
		インフルエンザ(A)		発症日は0日目、発症翌日が発症後1日目です	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
第2種		新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (新型コロナウイルス感染症については、出席停止期間を短縮することは想定されていません)	
		百日咳		特有の咳が消失するまで(5日間)または抗菌薬投与による治療による治癒	
		麻しん		解熱した後、2日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎		耳下腺、つ、全身	
		風しん		発しんが	
		水痘		すべての発疹が乾燥するまで	
		咽頭結膜熱		主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
		結核		医師が感染のおそれがないと認めるまで	
		髄膜炎菌性髄膜炎		症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種		コレラ		医師が感染のおそれがないと認めるまで	
		細菌性赤痢			
		腸管出血性大腸菌感染症			
		腸チフス			
		パラチフス			
		流行性角結膜炎			
		急性出血性結膜炎			
		その他の感染症( )		上にないものについては、診断を受けた感染症名を登録してください。診断が不明の場合は空欄で可。	

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ともに、発症(発熱)した日を入れて、最短で6日間が出席停止期間となります。それよりも早く(早く)登校はできませんので、注意してください。

**【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症】出席停止期間の考え方(例)**

		発症後、最低5日間は登校不可								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
インフルエンザ	発症日	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後5日以内登校不可		登校可		
	発症日	発熱			解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
新型コロナウイルス感染症	発症日	有症状	軽快	軽快後1日目	発症後5日以内登校不可		登校可			
	発症日	有症状			軽快	軽快後1日目				
	発症日	有症状				軽快	軽快後1日目			

記入漏れに注意!!

■医師より、上記の病気(〇印)との診断を受けましたので、次のとおり報告します。

受診した医療機関名		〇〇〇〇クリニック	
インフルエンザの場合	発症の初日	令和6年12月11日(月)	
	解熱した日	令和6年12月13日(水)	
新型コロナウイルス感染症の場合	発症の初日	年	月
	症状が軽快した日	年	月
インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の場合	医師の診断を受けた日	年	月
	医師が診断した出席可能日	年	月
出席停止期間		6年12月11日(月) ~ 6年12月16日(土)	

発症日から数えて上記の出停期間の日数になっていますか?

※注意事項：提出の際に受診を証明できるもの(調剤説明書のコピー等、患者名、日付、薬剤名、医療機関名が記入されたもの)を添付してください。

<添付書類 貼付箇所>

\*受診を証明できるものを、のりで貼り付けて下さい\*

(調剤説明書のコピーなど、患者名・日付・薬剤名・医療機関名が記載されたもの)

添付書類について

- ①診断書等、発行料のかかる書類はいりません。
- ②インフルエンザの場合、調剤に抗インフルエンザ薬の名前が入るので、調剤(おくすり)説明書の添付があれば、確実な証明になります。抗インフルエンザ薬の処方がない場合は、以下の②の対応をしてください。
- ②新型コロナウイルス感染症やその他の感染症は、調剤説明書では、感染症名が判定できないことがあるので、ウイルス検査を受けたことがわかる診療明細書や、病院から出された陽性(+)の検査結果などの添付があるとよいです。  
※なければ調剤説明書だけでも受付します。